

西貝塚環境センター  
基幹的設備改良・整備運営事業

実施方針に対する質問及び意見への回答

令和4年3月7日

上尾市

■実施方針に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	2	I	1	(4) 2)	事業期間	運営事業期間終了時の引渡し条件と運営事業期間終了後の運営継続の有無をご教示願います。	運営事業期間終了時の引渡し条件は、募集要項等にてお示しする予定です。 運営事業期間終了後の運営継続の有無は、現時点では無いものとお考え下さい。
2	3	I	1	(4) 4)	業務範囲	②運転管理業務 表 対象施設における業務範囲 ① 基幹的設備改良工事の範囲はごみ焼却処理施設のみ事業者所掌となっていますが、それ以外の設備については、機器の設備状態、機器余寿命の観点から、今後10年間の運営を行う上で、大規模な機器更新等は不要であると考えて良いでしょうか。	募集要項等の公表後、現地見学や閲覧資料等により、本施設の現状の性能・維持管理情報を確認するための機会を設けることを予定しており、それらを踏まえて必要に応じて機器更新も含めた全ての施設の維持管理を行ってください。
3	3	I	1	(4) 4)	業務範囲	②運転管理業務 表 対象施設における業務範囲 ① 各施設の維持管理業務の業務範囲について、建築設備の維持管理業務については事業者所掌外と考えて良いでしょうか（金額含む）をご教示願います。	本施設すべての維持管理が業務範囲です。 詳細は募集要項等にてお示しする予定です。
4	3	I	1	(4) 4)	業務範囲	②運転管理業務 表 対象施設における業務範囲 ⑥ 車庫の概要（範囲図）及び管理運営実施業務内容をご教示願います。	範囲図を別紙1にお示しします。 業務内容等の詳細は募集要項等にてお示しする予定です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
5	3	I	1	(4) 4)	業務範囲	②運転管理業務 表 対象施設における業務範囲 ⑦ 植栽，外構，駐車場の概要（範囲図）及び管理運営実施業務内容をご教示願います。	範囲図を別紙1にお示しします。 業務内容等の詳細は募集要項等にてお示しする予定です。
6	3	I	1	(4) 4)	業務範囲	②運転管理業務 表 対象施設における業務範囲 ⑧ 環境センター，リサイクル展示品室（管理棟横）の概要（範囲図）及び管理運営実施業務内容をご教示願います。	範囲図を別紙1にお示しします。 業務内容等の詳細は募集要項等にてお示しする予定です。
7	3	I	1	(4) 4)	業務範囲	②運転管理業務 表 対象施設における業務範囲 ⑧ 搬入路（市道40014号線街路樹及び植栽，雨水管路）の概要（範囲図）及び管理運営業務実施内容をご教示願います。	範囲図を別紙1にお示しします。 業務内容等の詳細は募集要項等にてお示しする予定です。
8	3	I	1	(4) 4)	業務範囲	②運転管理業務 表 対象施設における業務範囲 ⑧ たちばな荘跡地公園（管理棟横）の概要（範囲図）及び管理運営実施業務内容をご教示願います。	範囲図を別紙1にお示しします。 業務内容等の詳細は募集要項等にてお示しする予定です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
9	4	I	1	(4) 5)	事業者の収入	<p>③留意事項（ア）本施設で得られる電力の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ユーティリティ費は電力含め、業者の負担」とありますが、売電については別紙1の事業スキーム図の通り、市殿所掌ということでしょうか。</li> <li>・電力事業者との契約者は、市殿、事業者どちらでしょうか。</li> <li>・基幹的設備改良工事における試運転時、またはもしくは非常時（発電停止時）について、電力費用は事業者負担と考えてよろしいでしょうか。</li> <li>・基幹的設備改良工事・管理運営業務にて、発電電力の無償使用は可能、但し買電が生じた場合の費用は事業者負担と考えてよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点目について、売電収入の帰属は市となります。</li> <li>・2点目について、契約者は事業者を想定しています。</li> <li>・3点目について、ご理解のとおりです。</li> <li>・4点目について、ご理解のとおりです。</li> </ul>
10	4	I	1	(4) 5)	事業者の収入	<p>③（ウ）本施設で発生する主灰、飛灰処理物等の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹改良工事と管理運営業務の両方にて適用されるという理解でよろしいでしょうか。</li> <li>・基幹的設備改良工事時の試運転で発生したものについても積込作業までを本事業範囲としてよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>1点目、2点目ともご理解のとおりです。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
11	4	I	1	(4) 5)	事業者の収入	<p>③留意事項（エ）本施設で発生する資源化物の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設で発生する資源化物の取扱いについて、「及び市への引き渡し」の概要をご教示願います。</li> <li>・基幹的設備改良工事にて発生した資源化物の取扱いについては「本施設内の貯留及び市への引渡まで」が事業範囲でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1点目について、積み込み作業のことです。</li> <li>・2点目について、工事にて発生した有価物は、売却までが業務範囲です。</li> </ul>
12	4	4	1	(4) 5)	事業者の収入	<p>③（オ）手数料の取扱い</p> <p>本施設において直接搬入されるごみについて、量の規定はございますでしょうか。多量の持ち込みにより運営事業者作業員の手間が多くかかる場合、管理運営事業者と市殿とで協議は可能でしょうか。</p>	<p>量の規定はありませんが、定常的に多量の持ち込みがある状態ではありません。</p>
13	15	IV	1	-	本施設の概要等	<p>公害防止基準（騒音、振動、悪臭、排水基準）の記載がありませんが要求水準書にて提示される予定でしょうか。</p> <p>またその場合、現施設の状況把握のため貴市よりデータの提供をして頂けないでしょうか。</p>	<p>公害防止基準は、募集要項等の公表時に示します。</p> <p>提示可能なデータについても、募集要項等の公表時に示します。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
14	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	住民対応リスク 「上記以外の住民運動・訴訟等に関するもの」とは具体的にどのようなものでしょうか。	事業者の実施する業務に起因して生じた住民運動・訴訟等を指します。
15	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	第三者賠償リスク 「上記以外の事由による事故によるもの」とは具体的にどのようなものでしょうか。	事業者の実施する業務に起因して生じた事故等, その原因が市の事由でないものを指します。
16	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	法令等リスク 本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するものの一覧を確認させて頂けないでしょうか。	関係法令等は募集要項等の公表時に例示しますが, 「本事業に直接関係する法令等の新設・変更」に該当するかについては, 市と事業者の協議を踏まえ判断されることから, 現時点では明示することはできません。
17	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	許認可遅延リスク 「上記以外による許認可取得の遅延に関するもの」とは具体的にどのようなものでしょうか。	事業者の事由等(許認可取得に必要な資料を提出しない, 協力を行わないなど)により, 必要な許認可取得が遅延した場合等を指します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
18	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	物価変動リスク 「※3」にて「一定の範囲を超える」とありますが、「一定の範囲」の定義をご教示願います。	募集要項等の公表時に示します。
19	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	事業の中止・延期・遅延に関するリスク 「上記以外の中止・遅延・遅延に関するもの」とは具体的にどのようなものでしょうか。	事業者の事由等により、事業の中止・延期・遅延が生じた場合等を指します。
20	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	不可抗力リスク 「※4」にて「一定金額以下は事業者が負担」とありますが、「一定金額」の定義をご教示願います。	募集要項等の公表時に示します。
21	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	性能リスク 「要求水準未達によるもの（施工不良含む）」とありますが、基幹的設備改良工事段階における更新対象外機器に起因するものは免責と理解してよろしいでしょうか。	基幹的設備改良工事の対象施設における要求水準未達は設計建設事業者の負担とし、基幹的設備改良工事の対象施設外（管理運営業務のみの対象施設）における要求水準未達は、管理運営事業者の負担とします。 なお、募集要項等の公表後、現地見学や閲覧資料等により、本施設の現状の性能を確認するための機会を設けます。（詳細は、募集要項等の公表時に示します。）
22	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	遅延リスク 「上記以外の事由による管理運営開始の遅延に関するもの」とは具体的にどのようなものでしょうか。	事業者の事由等（合理的な理由なく事業契約を締結しない、合理的な理由なく管理運営業務を開始しないなど）により、管理運営開始が遅延した場合等を指します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
23	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	施設損傷リスク 「上記以外の事由による施設の損傷」とは具体的にどのようなもののでしょうか。	事業者の事由等(誤って重機で施設を損傷させるなど)により、施設の損傷を生じさせた場合等を指します。
24	21	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	管理運営費増大リスク 「上記以外の事由による管理運営費」とは具体的にどのようなもののでしょうか。	事業者の事由等により、管理運営費の追加負担(人員体制の計画が不十分で追加の配置が必要となるなど)が生じた場合等を指します。
25	21	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	余熱供給停止リスク 余熱利用の事業者事由の停止による事業者負担については、設備定期点検及び基幹的設備改良工事による全炉休止による停止は除外とさせて頂けないでしょうか。	お見込みの通り、全炉休止による余熱供給の停止は除くものとします。ただし、事前に実施時期を市に通知し、承諾を得た場合に限りです。
26	21	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	「市はごみ量を保証するものではない」との記載がありますが、ごみ量の変動範囲は公告時にご提示いただけるよう、お願い致します。	提案金額算定の前提となるごみ量については、募集要項等の公表時に示します。なお、委託料の構成として、変動費及び固定費を想定しているため、ごみ量の変動範囲の提示は予定していません。



No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
27	-	-	-	-	技術者配置	ボイラータービン主任技術者，電気主任技術者は市殿所有施設の為，市殿の所掌と考えてよろしいでしょうか。	事業者にて配置してください。 詳細は募集要項等の公表時に示します。
28	-	-	-	-	計画年間処理量等	計画年間処理量，月別処理計画，用役仕様実績等の実績データをご教示願います。	提示可能なデータは，募集要項等の公表時に示します。

■実施方針に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	3	I	1	(4) 4)	業務範囲	対象施設における建築物（外構駐車場含む）について、竣工から年数が経過しており大規模な補修等が発生する可能性があります。事業者でこれを定量化することは困難なことから業務対象外又は範囲を都度協議し別途精算として頂けないでしょうか。	質問No.2をご参照ください。
2	9	II	3	(2)	応募者の参加 資格要件	⑤（イ） 「廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で」とありますが、事業開始までに資格を取得すれば良いとさせて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	9	II	3	(2)	応募者の参加 資格要件	⑤（イ） 「ボイラータービン式の発電設備を有する施設の現場総括責任者」とありますが、現場総括責任者とは、運転管理契約の現場総括責任者又は維持管理契約（メンテ契約）の現場総括責任者いずれかでもよろしいでしょうか？	運転管理契約の現場総括責任者とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
4	13	II	5	-	SPCの設立に係わる要件	SPC設立で対応することと仮定すると、法人設立に伴う諸経費及び税負担などの費用が増額となると見込まれます。したがってSPCを設置については任意として頂けますようお願い致します。	募集要項等の公表時に示します。
5	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	住民対応リスク 「上記以外の住民運動・訴訟等に関するもの」について事業者に「○」がありますが、住民対応は主には市殿が対応される範囲と考え、「本事業の事業者の善管注意義務違反によるもの」に限るようにして頂けますようお願い致します。	「実施方針」14頁に記載の、「本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする」という考え方から、原案のとおりとします。 ただし、当該事象が「不可抗力」によるもの場合は、不可抗力の規定(詳細は募集要項等の公表時に示します)を適用します。
6	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	第三者賠償リスク 「上記以外の事由による事故によるもの」について事業者に「○」がありますが、「本事業の事業者の善管注意義務違反によるもの」に限るようにして頂けますようお願い致します。	「実施方針」14頁に記載の、「本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする」という考え方から、原案のとおりとします。 ただし、当該事象が「不可抗力」によるもの場合は、不可抗力の規定(詳細は募集要項等の公表時に示します)を適用します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
7	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	許認可遅延リスク 「上記以外による許認可取得の遅延に関するもの」について事業者に「○」がありますが、「本事業の事業者の善管注意義務違反によるもの」に限るようにして頂けますようお願い致します。	「実施方針」14頁に記載の、「本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする」という考え方から、原案のとおりとします。ただし、当該事象が「不可抗力」によるもの場合は、不可抗力の規定(詳細は募集要項等の公表時に示します)を適用します。
8	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	事業の中止・延期・遅延に関するリスク 「上記以外の中止・遅延・遅延に関するもの」について事業者に「○」がありますが、「本事業の事業者の善管注意義務違反によるもの」に限るようにして頂けますようお願い致します。	「実施方針」14頁に記載の、「本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする」という考え方から、原案のとおりとします。ただし、当該事象が「不可抗力」によるもの場合は、不可抗力の規定(詳細は募集要項等の公表時に示します)を適用します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
9	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	<p>遅延リスク 「上記以外の事由による管理運営開始の遅延に関するもの」について事業者に「○」がありますが、「本事業の事業者の善管注意義務違反によるもの」に限るようにして頂けますようお願い致します。</p>	<p>「実施方針」14頁に記載の、「本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする」という考え方から、原案のとおりとします。 ただし、当該事象が「不可抗力」によるもの場合は、不可抗力の規定(詳細は募集要項等の公表時に示します)を適用します。</p>
10	20	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	<p>施設損傷リスク 「上記以外の事由による施設の損傷」について事業者に「○」がありますが、「本事業の事業者の善管注意義務違反によるもの」に限るようにして頂けますようお願い致します。</p>	<p>「実施方針」14頁に記載の、「本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする」という考え方から、原案のとおりとします。 ただし、当該事象が「不可抗力」によるもの場合は、不可抗力の規定(詳細は募集要項等の公表時に示します)を適用します。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
11	21	別紙2	-	-	別紙2 リスク分担表 案	管理運営費増大リスク 「上記以外の事由による管理運営費」について事業者に「○」がありますが、「本事業の事業者の善管注意義務違反によるもの」に限るようにして頂けますようお願い致します。	「実施方針」14頁に記載の、「本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする」という考え方から、原案のとおりとします。 ただし、当該事象が「不可抗力」によるもの場合は、不可抗力の規定(詳細は募集要項等の公表時に示します)を適用します。

別紙 1

